

## 平成24年稲敷市農業委員会第1回総会

[1月25日]

- 
- |       |  |
|-------|--|
| 日程 1  | 会議録署名議員の指名について                               |
| 日程 2  | 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について      |
| 日程 3  | 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について        |
| 日程 4  | 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について      |
| 日程 5  | 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について                       |
| 日程 6  | 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について            |
| 日程 7  | 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について         |
| 日程 8  | 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について |
| 日程 9  | 議案第4号 農地改良協議に対する同意について                       |
| 日程 10 | 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について<br>(利用権設定)    |
| 日程 11 | 議案第6号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について         |

---

### 本日の会議に付した事件

- |       |                |
|-------|----------------|
| 日程 1  | 会議録署名議員の指名について |
| 日程 2  | 報告第1号          |
| 日程 3  | 報告第2号          |
| 日程 4  | 報告第3号          |
| 日程 5  | 報告第4号          |
| 日程 6  | 議案第1号          |
| 日程 7  | 議案第2号          |
| 日程 8  | 議案第3号          |
| 日程 9  | 議案第4号          |
| 日程 10 | 議案第5号          |
| 日程 11 | 議案第6号          |

---

### 出席委員

1番	井戸賀	吉男君	17番	澤邊	雅之君
2番	沖野谷	秀雄君	18番	宮本	善助君
3番	飯塚	幸一君	19番	村山	文雄君
4番	千勝	忠君	20番	坂本	一雄君
5番	保科	進君	21番	山田	重一君
6番	川島	昇君	22番	秋本	精一君
7番	高須	一郎君	24番	加納	昭君
8番	篠崎	惣壽君	25番	松本	文雄君
9番	栗山	文雄君	26番	沼崎	享君
10番	濱田	昭一君	27番	濱田	孟君
11番	吉岡	一仁君	28番	青宿	昌夫君
12番	横田	梯次君	29番	鈴木	重義君
13番	内埜	新也君	30番	黒田	久良之進君
14番	野口	隆雄君	31番	高城	貞雄君
15番	篠崎	文夫君	32番	根本	卓明君

---

### 欠席委員

16番	古澤	真和君	23番	横田	裕康君
-----	----	-----	-----	----	-----

---

### 出席説明員

農業委員会事務局長	森川	春樹
農業委員会事務局長補佐	永長	妥啓
農業委員会事務局係長	井戸賀	輝行
農業委員会事務局主査	高橋	渉

---

### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 12月27日（火） 稲敷市農業振興地域整備促進協議会  
於：東庁舎会議室  
加納会長、森川事務局長  
潮来市農業委員会会長ほか来庁  
（西浦干拓の農地法第3条許可の件）  
加納会長、森川事務局長
- 1月 2日（月） 市長宅年始あいさつ  
加納会長、吉岡会長代理、秋本委員、村山委員  
森川事務局長

- 1月13日(金) 稲敷郡協議会会長・局長会議  
～14日(土) 於：つくば市筑波  
加納会長、森川事務局長
- 1月19日(木) 農業者年金加入推進(浮島、阿波崎)  
加納会長、県農業者年金推進員 岩渕氏、小更係長
- 1月24日(火) 平成23年度茨城市農業委員会会長会研修会  
於：小美玉小川文化センター  
加納会長、吉岡会長代理、秋本委員、村山委員  
森川事務局長

---

午後2時59分開会

○農業委員会事務局長(森川春樹君) ただいまから平成24年1月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長(加納 昭君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いたします。

本日の出席委員は30名です。欠席委員は、16番古澤委員、23番横田裕康委員の2名であります。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

#### 日程1 会議録署名委員の指名について

○議長(加納 昭君) 最初に、会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は7番高須一郎委員、8番篠崎惣壽委員、両名を指名いたします。

---

#### 日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長(加納 昭君) それでは審議に入ります。報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、結佐字下結佐、田3筆、3,021平方メートルでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

受理番号2番、結佐字逆川ほか2地区、田9筆、15,886平方メートルでございますが、同じく、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

### 日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 2ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、下須田字東、田6筆、15,554平方メートルでございますが、平成22年3月2日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号2番、手賀組新田字秋塚ほか2地区、田16筆、畑1筆、計17筆、30,636平方メートルでございますが、平成22年9月8日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

3ページをお開き願います。

受理番号3番、伊佐津字富士ノ下ほか3地区、田3筆、畑6筆、計9筆、11,651平方メートルでございますが、平成22年1月8日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号4番、浮島字関谷、田3筆、4,199平方メートルでございますが、平成17年9

月 18 日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものでございます。

受理番号 5 番、堀川字丑新田、田 3 筆、畑 3 筆、計 6 筆、11,428 平方メートルでございますが、平成 5 年 6 月 19 日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認のほどお願いします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程 4 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 4 ページをお開き願います。

報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

受理番号 1 番、佐原下手字下手、田 13 筆、畑 6 筆、計 19 筆、9,243.91 平方メートルでございますが、震災により作付が困難になったため合意解約をするものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程 5 報告第 4 号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第 4 号、制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 5 ページをお開き願います。

報告第 4 号、制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号 1 番から 3 番は同一案件でございますので、一括してご報告をいたします。

受理番号 1 番、六角字大割、田 1 筆、1,162 平方メートル、受理番号 2 番、六角字大割、田 1 筆、154 平方メートル、受理番号 3 番、六角字大割、田 1 筆、886 平方メートルでござ

いますが、稲敷市が道路災害復旧工事の資材置場として使用するため、届出があったものでございます。農地法施行規則第 53 条第 1 項第 15 号に基づくものでございます。添付すべき必要書類等は事務局で確認をした結果、問題はないものであります。

次に、受理番号 4 番、5 番を一括してご報告いたします。

受理番号 4 番、鳩崎字本郷、田 1 筆、畑 1 筆、計 2 筆、89 平方メートル、受理番号 5 番、鳩崎字本郷、田 2 筆、168 平方メートルでございますが、稲敷市が橋梁災害復旧工事の資材置場として使用するため、届出があったものでございます。農地法施行規則第 53 条第 1 項第 15 号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は事務局で確認をした結果、問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

---

## 日程 6 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

なお、受理番号 1 番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 24 条の議事参与の制限に私、加納が該当しますので、ここで議長を吉岡会長職務代理者と交代いたします。よろしくお願い申し上げます。

（議長席交代：吉岡会長職務代理議長席へ）

○臨時議長（吉岡一仁君） それでは、受理番号 1 番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 24 条の議事参与の制限規定に、24 番加納会長が該当いたしますので、加納会長の退室を求めます。

（加納委員退室）

○臨時議長（吉岡一仁君） それでは、ただいま 24 番加納会長が退出いたしましたので、審議をはじめます。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 6 ページをお開き願います。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定移転の許可についてでございます。

売買による所有権移転 4 件、贈与による所有権移転 1 件の計 5 件でございます。

受理番号 1 番、結佐字下結佐、田 3 筆、計 3,021 平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。

12 月 12 日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している認定農業者で、農業経営面積は 1,792 アール、農業従事日

数は 200 日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、乾燥機 1 台、農業用トラック 1 台を所有しております。

以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第 1 号、受理番号 1 番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○臨時議長（吉岡一仁君） 事務局の説明を終わります。受理番号 1 番については、農林振興公社の案件ですので、調査報告を省略いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（吉岡一仁君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第 1 号、受理番号 1 番を採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○臨時議長（吉岡一仁君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、ここで、24 番加納会長の入室を許可します。

（加納委員入室）

○臨時議長（吉岡一仁君） ただいま、加納会長が入室いたしましたので、議長席を交代いたします。

（議長席交代、加納会長議長席へ）

○議長（加納 昭君） では、続きまして議案第 1 号、受理番号 2 番から 5 番までを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 受理番号 2 番、阿波字阿波、田 1 筆、1,984 平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。12 月 19 日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は 632 アール、農業従事日数は 300 日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、乾燥機 2 台、農業用トラック 2 台を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないもので

あり、受人となる許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、伊佐津字富士の下ほか1地区、田5筆、計3,307平方メートルについてでございますが、渡人は耕作できないため譲渡するものであります。受人は経営規模を拡大を目的に受贈するものであります。1月23日に、事務局が受人自宅にて調査をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は314アール、農業従事日数は250日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、浮島字尾島、田1筆、622平方メートルについてでございますが、渡人は狭小な農地で耕作に不便なため隣接農地の所有者に譲り渡すものであります。受人は渡人の要望により受贈するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号5番につきましては、譲渡理由と譲受理由が逆でしたので入れ替えをお願いします。下根本字三ツ家ほか1地区、田3筆、計9,671平方メートルについてでございますが、渡人は農業従事者ではないため、相続した農地を親戚に贈与するものであります。受人は親戚より自宅近辺の農地を受贈するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、受理番号2番から5番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

受理番号2番については、農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。

まず、受理番号3番について濱田昭一委員より報告をお願いします。

○10番（濱田昭一君） 10番濱田です。受理番号3番について報告いたします。

1月23日に、受人宅で事務局が調査した内容を受け、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。私個人も、渡人、受人双方に1月18日、22日に確認しました。受人は、主に水稻を栽培している農業経営者で、農業経営面積は314アールです。農業従事日数は250日でございます。所有の農地については、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を親類の家と共有しております。以上調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では続きまして、受理番号4番について濱田孟委員より報告お願

いたします。

○27 番（濱田 孟君） 27 番濱田です。受理番号 4 番について報告いたします。

去る 1 月 20 日に受人及び渡人に聞き取り調査をいたしまして、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻、レンコンを栽培している農業者で、農業経営面積は 588 アール、農作業従事日数は 250 日でございます。所有の農地については、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、乾燥機 1 台を所有しています。以上調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、次に受理番号 5 番について沼崎委員より報告願います。

○26 番（沼崎 享君） 26 番沼崎です。

1 月 20 日に受人に確認いたしまして、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻、サツマイモ、落花生を栽培している農業者で、農業経営面積は 110 アール、年間農業従事日数は 180 日でございます。農機具の所有状況であります。耕運機 1 台、あとの機械は借り入れてやるとのことでした。以上調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものと思われま。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第 1 号、受理番号 2 番から 5 番までを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

## 日程 7 議案第 2 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の 交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 7 ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてでございます。水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売物件に対する買受適格証明書の交付についてでございます。

受理番号1番、競売物件、神宮寺字道向、畑1筆、925㎡についてでございます。申請人は自己所有農地の隣接地が競売になったため、農業経営規模拡大を目的に購入を希望しております。調査の結果は報告書のとおり、添付すべき必要書類も併せて確認しました。

以上で、議案第2号の受理番号1番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、秋本委員より報告願います。

○22番（秋本精一君） 22番秋本です。受理番号1番について報告します。

1月23日に、申請人に聞き取り調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。申請人は、水稻、ぶどうを栽培している専業農家です。農業経営面積は154アール、農業従事日数は250日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、共同で防除機を3台所有しています。以上調査の結果、報告書のとおり、受入となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 8ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見の決定についてでございます。

受理番号1番につきまして、訂正がございます。変更前・変更後の転用面積が443平方メートルとなっておりますが、1,914.93平方メートルに変更願います。

犬塚字荒野原、畑2筆、25,081平方メートルの内1,914.93平方メートルについてでございますが、展示場整備のための進入路として利用されておりますが、展示場整備が予定期間内に完了しないことが見込まれるため、一時転用の期間を延長するものであります。完了しない理由につきましては理由書が提出されており、搬入残土の種類が茨城県の廃棄物対策課により制限され、良質残土のみで展示場の埋立て工事を行うため、今後5年以上かかると思われまます。なお、進入路の一時転用は廃棄物対策課の許可期限に合わせての申請となりますので、原則1年ごとの更新となります。申請地は、市街化調整区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。上水・下水は無く、雨水は自然浸透式となっております。農地区分は第2種農地に該当、立地基準は第2種農地の許可基準に該当、一般基準は全て満たされていると考えられます。

1月19日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について、横田委員より報告願います。

○12番（横田悌次君） 12番横田です。

受理番号1番について、去る19日に栗山委員と事務局で、申請書類審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、展示場整備のための進入路として利用するもので、周辺農地には迷惑をかけないことから問題はないものと思われまます。また、添付書類を確認いたしました問題はありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありませんか。

川島委員。

○6番（川島 昇君） 6番川島です。何の展示場ですか。わからないのですが。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 農機具販売の展示場ということで許可をとっています。

○6番（川島 昇君） わかりました。

○議長（加納 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを採決いたします。本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程9 議案第4号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 9ページをお開き願います。議案第4号、農地改良協議に対する同意についてでございます。

平成23年1月10日受理、佐原下手字下手、田1筆、1,793平方メートルの内436平方メートルを改良し、育苗ハウスの設置及び畑にする計画でございます。申請地を市外の山砂販売所で購入した山砂348立方メートルで、約80センチメートル埋め立てする計画です。既に一部着工してしまったため、経緯書と始末書が添付されています。

以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について保科委員より報告願います。

○5番（保科 進君） 5番保科です。受理番号1番について報告いたします。

1月23日に野口委員及び事務局と申請書類審査並びに現地調査を行いました。事務局の説明どおり、現地は事前着工により埋め立てが完了しており、その件に対する始末書が付けられております。調査の結果は、隣接地への影響もなく、問題ないものであります。添付書類等を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、農地改良協議に対する同意についてを採決いたします。本案は申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

---

## 日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第5号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、10 ページをお開き願います。議案第5号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。今回は、新規設定が4件、40筆で52,712平方メートル、再設定が4件、16筆で36,258平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、浮島字関谷、田13筆、計12,883平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的はレンコン、期間が10年、小作料が10アール当たり現金50,000円でございます。設定を受ける者は、主に、水稻、レンコンを作付する認定農業者でございます。経営面積は255アール、年間農作業従事日数は250日となっております。

続いて、11ページをお開き願います。

受理番号2番、橋向字細代ほか1地区、田17筆、計20,296平方メートルについてでございますが、こちらについても新規設定で利用目的は稲、期間が10年、小作料10アール当たり玄米3俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は2,273アール、年間農作業従事日数は250日となっております。

受理番号3番、信太古渡字東区、田2筆、計8,999平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する農業者で、経営面積は242アール、年間農作業従事日数は200日となっております。

続いて、12ページをお開き願います。

受理番号4番、結佐字上結佐ほか1地区、田8筆、計10,534平方メートルでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が1年、小作料が10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積が1,277アール、年間農作業従事日数は200日となっております。

続きまして受理番号5番、結佐字流作、田5筆、4,003平方メートルについてでございますが、こちらは再設定で利用目的は稲、期間が5年、小作料が10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する香取市の農業者で、経営面積は365アールで、年間農作業従事日数は200日でございます。

受理番号6番、上須田字上須田、田4筆、11,215平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は740アール、年間農作業従事日数は200日でございます。

受理番号7番、上須田字上須田、田2筆、計11,073平方メートルについてでございますが、ここからは再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は1,455アール、年間農作業従事日数は250日でございます。

受理番号8番、佐原組新田字釜井、田5筆、計9,967平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻、野菜を作付、加工販売をする農業生産法人で、経営面積は3,532アールとなっております。

受理番号1番から8番まで、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第5号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに意見決定いたしました。

---

日程11 議案第6号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第6号、稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

永長局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、13 ページをお開き願います。議案第6号、稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見の決定についてでございます。

こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定に基づく市選挙管理委員会への当委員会の意見決定につきましては、本日、総会に先立ち開催いたしました審査会での審査していただいた申請記載の内容を事務局で集計のうえ、1月31日に市選挙管理委員会へ送付いたします。

なお、集計結果については、2月の定例総会時に報告をさせていただきたいと考えております。

したがいまして、本日の審査会で審査、記載いただいた内容を農業委員会の意見として決定いただきたく、ご承認をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第6号、稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請書記載のとおり意見を決定されました。

○議長（加納 昭君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成24年1月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時48分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長            加 納        昭            ⑩

7 番委員        高 須        一 郎        ⑩

8 番委員        篠 崎        惣 壽        ⑩